

就学の在り方

就学先を決めるにあたっては、平成 25 年 9 月の法改正により、子どもの障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から決めることになりました（学校教育法施行令一部改正）。就学先決定のプロセスとして、市町村教育委員会は、本人・保護者に対し十分な情報提供を行うとともに本人・保護者の意見を最大限に尊重しつつ、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行い、最終的には市町村教育委員会が決定します（図 4－1）。

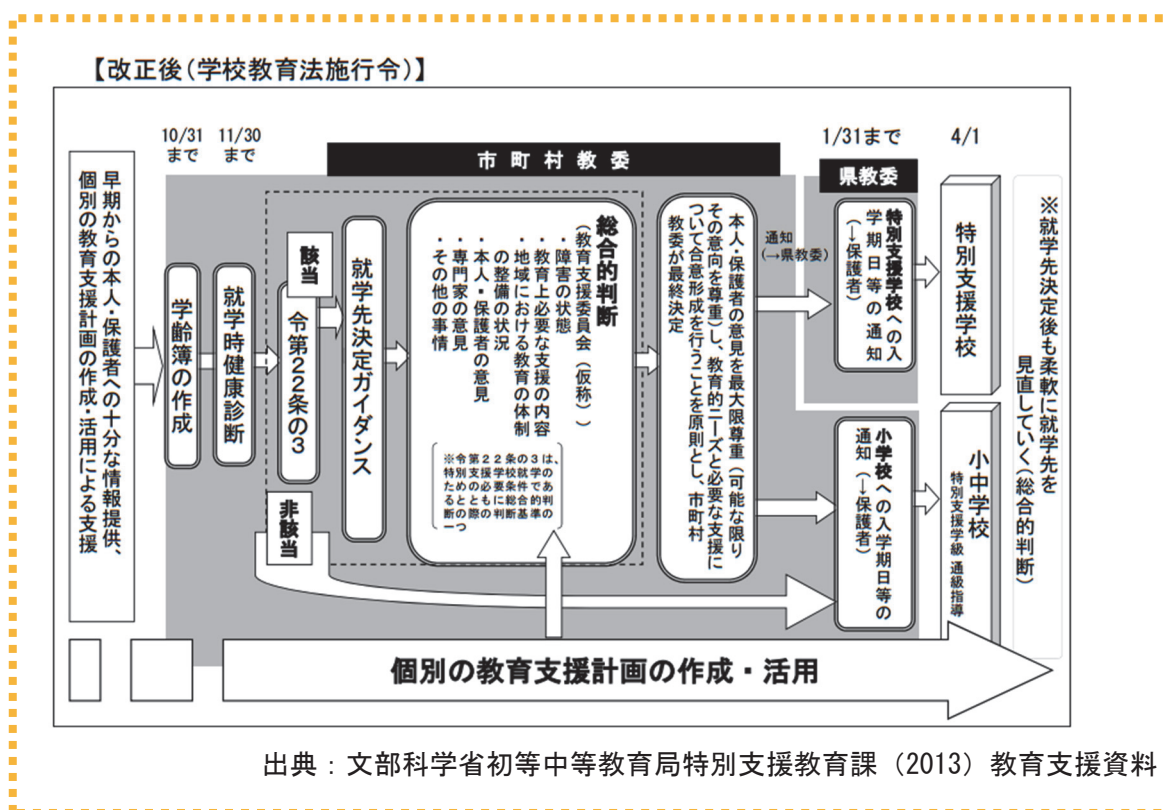


図 4-1 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

また、就学時に決定した学びの場は、児童生徒の発達や適応状況等を勘案しながら、柔軟に対応することとなりました。そのため、管理職は、校内委員会において、児童生徒の発達や適応状況等の把握や、保護者と子どもの状態の共有を継続的に行っていくことが必要になります。

「交流及び共同学習」

交流及び共同学習は、障害のある子どもと障害のない子どもが、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場となります。

特別支援学級の児童生徒と、通常の学級の児童生徒の交流及び共同学習は、双方の児童生徒の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築することで、効果的な活動を設定することが可能となります。そして、障害のある児童生徒一人一人の実態に応じて様々な配慮を行い、組織的に計画的かつ継続的に実施することが大切です。

特別支援学級担当者が、交流及び共同学習を教育課程に位置づけて実施する際には、そのねらいを明確にして、年間指導計画を作成し、交流先の学級担任と情報交換や連携を深めるなど、計画的な実施が望まれます。管理職は、校内の支援体制の充実や、必要に応じて校外のリソースへのつなぎを助言することが求められます。

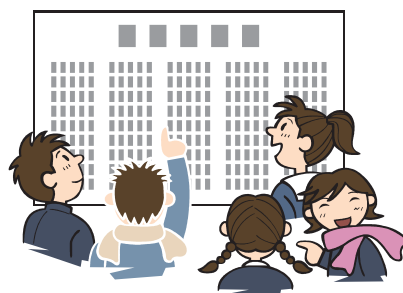


中学校における進路指導

平成 26 年 3 月の中学校特別支援学級の卒業生 17,342 名のうち、5,320 名が高等学校及び中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校へ進学しています(文部科学省、学校基本調査)。

高等学校を受験する場合には、主に中学校の国語・社会・数学・理科・外国語(英語)の 5 教科または国語、数学、外国語の 3 教科について試験が実施されます。そこで、中学校の特別支援学級の教育課程を編成する際には、生徒の進路先も念頭に置く必要があります。また、特別の教育課程を組んでいる場合でも、授業を進める際には、各教科のねらいを踏まえた指導を行うことが大切です。

中学校においては、進路指導担当と特別支援学級の担任が連携し、本人や保護者の意向や障害の特性等を十分考慮して、学校全体で進路指導に当たる必要があります。進路先だけでなく、その先の将来の姿を見据えた適切な進路指導が重要です。



キャリア教育

特別支援学級におけるキャリア教育の実施に当たっては、社会や職業にかかわる様々な現場で体験的な学習活動の機会を設け、児童生徒に多様な気づきや発見を系統的に経験させることが重要です。

例えば、小学校低学年では、町探検と称し、地域の商店街に出向き、そこで働く人に話を聞いたり、質問をしたりします。このような活動から、地域で働く人々や職業に興味関心をもつとともに、見学時のマナーや言葉遣いなどへの気配りもできるようになります。子どもなりに働く人の生き方や仕事への理解ができるような学習を工夫することが重要です。また、学校より広い社会の中で、見知らぬ人とコミュニケーションを取る経験も大切です。このような商店街に出向いての学習は、キャリア教育の視点から見ると、人間関係形成能力や意思決定能力や将来設計能力をはぐくむことにつながっていると捉えられます。この活動から、自立に向けたより高次の課題に向かって系統的な指導を行っていくことで、社会人・職業人としての自立を促すことにつながります。

管理職は、児童生徒一人一人の発達の視点から、変化する社会と学校教育との関係性を特に意識しつつ、すべての教員が授業や日常生活の中で系統的な指導を行えるよう支援することが求められます。

教職員の専門性向上

小・中学校の特別支援学級を担当する教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きいことから、特別支援学級担当者の特別支援教育に関する専門性の向上を図ることが重要です。それに対して、管理職は、特別支援学級担当者に対し、長期休業中に行われる研修への参加を促すことや、民間機関での研修に校長の権限と責任において職専免研修（教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修）として承認するといった働きかけができると考えられます。

また、インクルーシブ教育システム構築のため、さらに学校全体で特別支援学級を担当する教員を支えていくためには、すべての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められます。このような知識・技能については、教員養成段階で獲得することが適当ですが、現職教員については研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要があります。例えば、校内研修において、外部講師による研修や、障害のある児童生徒を担当したことのある教職経験豊かな教員を中心とした教員間の学び合いにより、専門的な知識・技能等を高めることができます。

特別支援学級では、公開授業を行い、校内全ての職員へ参観を促し、その後に実践の充実（課題の確認、新たな課題の発見）を図る研究会を行っていくことが重要です。特別支援学級の児童生徒は、それぞれ固有の発達の課題を有しており、多角的な実態把握や指導の評価の観点をもつ必要があります。このような観点を校内の職員が理解することは、校内における特別支援教育の浸透につながります。また、研究会終了後の報告会（反省会）に際しては、管理職も可能な限り同席し、教職員への情報の還元（共有）をするようにします。管理職は、このような学び合いにおいてリーダーシップを発揮することが求められます。

保護者に対する理解・啓発のための取組

小・中学校においてインクルーシブ教育システム構築を推進していくためには、保護者のインクルーシブ教育システムや特別支援教育に関する理解・啓発のための取組が重要です。

例えば、保護者会やクラス懇談会などの機会を利用したり、学校の広報誌やお便り、ホームページ等を活用したりして、学校の特別支援教育の推進に関する情報を発信していくことが考えられます。また、授業参観日には、児童生徒の個々の教育的ニーズに合った授業の展開や、交流及び共同学習などで障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに学び支え合う姿を参観できるようにするなど、保護者の理解を促進する機会を設定することも大切です。



引用・参考文献

- 1) 国立特別支援教育総合研究所. 特別支援教育の基礎・基本―新訂版―. ジーアス教育新社. 2015.
- 2) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課. 教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～. 2013.
- 3) 柘植雅義. ポケット管理職講座特別支援教育. 教育開発研究所. 2014.
- 4) 中央教育審議会. 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）. 2011.
- 5) 中央教育審議会初等中等教育分科会. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）. 2012.